

## アソシエイト社員に有給の病休 郵政ユニオンの取り組みの成果

5月からアソシエイト社員は病気休暇30日(勤続10年以上は60日)が初日から有給でとれるようになりました。これまで病気にかかった場合、多くの人は年休にしていますが、これからは有給の病休で休めるようになったのです。私たちの格差を是正させていく取り組みの一步前進です。

### 喜びの声が組合 に寄せられる

これを知ったA君は「病状によっては長期にかかることがある。これからは安心して療養できる」と言っていました。

今回の変更は郵政ユニオンが取り組んできた郵政20条裁判最高裁判決(2020年10月)があったからです。

この判決を受けた当初、会社は真摯に対応すると

していましたが、昨年9月に出してきた「見直し案」

は有給の病気休暇は31日を超えた日からするといふものでした。これを正社員にも対象としていたことから、正社員の労働条件を改悪するものでした。

この「見直し案」に現場から撤回を求める運動を展開すると共に、粘り強い交渉を重ねた結果、変更に至ったのです。ただアソシエイト社員ではない非正規社員は対象でないのは今後の課題です。

### 「職場がオカシイ」と思う人は

何事もそうですが、格差の問題をはじめとして様々な問題をあいまいにせずにより解決させていくたかいかい。今、当局のやっていますことはオカシイと思っただけでも、「何をやっても変わらない

い」と諦める人がいます。しかし、これでは悪くなるばかりです。そうしたことから格差は正や様々な問題に声をあげていく、要求を掲げてたたかっています。郵政に働く皆さん、郵政ユニオンに加入して働きやすい職場をつくっていきましょう。あなたの加入を待っています。

### 郵政20条裁判の日程

- 6月 6日(木) 郵政20条追加訴訟  
東京地裁631号法廷14時
- 7月14日(木) 郵政20条集団訴訟  
東京地裁510号法廷13時

